

## 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されていますが、出所後も地域社会において継続して支援を行うことが重要です。

令和5年3月、法務省が自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定したことにより、このガイドラインを踏まえて、都道府県等が主体となって性犯罪の再犯防止に取り組むことが期待されています。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、都道府県等が、法務省から情報提供を受けて把握できるといった仕組みはないため、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことが困難です。そこで、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、当該届出情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っていますが、こうした届出の仕組みがなくとも、各自治体が性犯罪再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や、性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
2. 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届出情報を自治体に提供すること。
3. 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月28日

枚方市議会議長 丹生真人

〈提出先〉

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣